

肉用子牛生産者補給金制度に係る事務処理のポイント

第 1 肉用子牛生産者補給金制度概要

- 1 制度の目的
- 2 制度の概要

第 2 事務手続

- 1 契約の締結
- 2 事務手続の流れ
- 3 具体的な事務処理
 - (1) 個体登録関係
 - (2) 販売・保留・異動関係
 - (3) 保管書類名

第 3 その他

- 1 契約生産者への周知・指導の徹底
- 2 法人の生産者要件の確認
- 3 用語解釈

平成29年4月

第1 肉用子牛生産者補給金制度の概要

1 制度の目的

輸入自由化の影響等により国内で生産された肉用子牛価格が低落し、保証基準価格等を下回った場合に契約生産者に対して肉用子牛生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図る。

2 制度の概要

(1) 個体登録される肉用子牛の要件

ア 牛肉の生産を主たる目的として飼養される牛及び当該牛の生産を主たる目的として飼養される満12月齢未満の牛であって

イ 国内で分娩されたもので、個体登録(満6月齢に達する日)を行うまでの間、北海道内で飼養されるもの

ウ 導入牛にあっては、飼養を開始する日が満2月齢未満のものであること

(2) 生産者の要件

ア 肉用子牛の生産を肉用牛経営として行う個人

イ 法人

(ア) 農事組合法人、生産森林組合及び会社

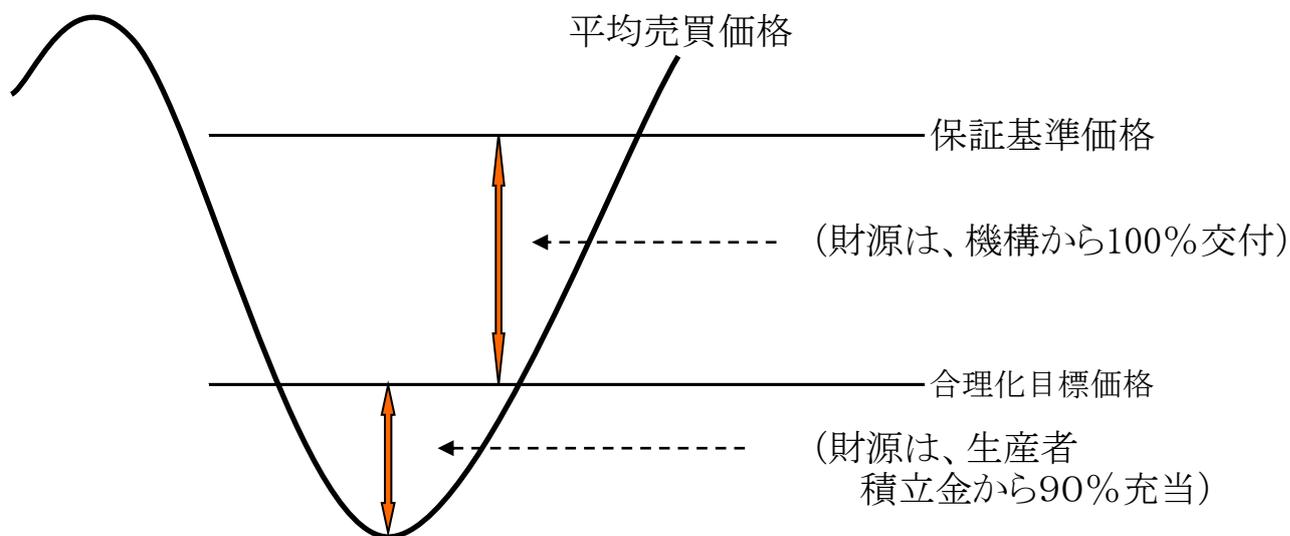
育成した肉用子牛を販売すること及び育成した肉用子牛を肉用牛として出荷販売するため成畜になるまで継続して飼養することを、その肉用子牛の生産の主たる目的としている法人をいい、教育、試験研究等を主たる目的として肉用牛を飼養し、肉用子牛の生産を行っている法人は除かれる。

(イ) 一般社団法人、一般財団法人及びその他営利を目的としない法人

その生産に係る肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行うもの。また、当該法人が飼養する肉用子牛であっても教育、試験研究等の目的のものであることが明らかである法人は除かれる。

なお、畜産公社等の非営利法人や道以外の地方公共団体の取扱いにあっては、協議をすること。

(3) 肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



(4) 生産者補給金交付額の算出方法

- ア 平均売買価格が保証基準価格と合理化目標価格との間にある場合
保証基準価格－平均売買価格＝交付額
- イ 平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合
(保証基準価格－合理化目標価格)＋(合理化目標価格－平均売買価格)×0.9＝交付額

(5) 品種別の保証基準価格、合理化目標価格、生産者積立金単価

平成29年4月1日現在(単位:円/頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳用種	交雑種・乳
保証基準価格	339,000	309,000	221,000	136,000	210,000
合理化目標価格	282,000	259,000	150,000	93,000	152,000
生産者積立金単価	1,200	4,600	12,400	6,400	2,400
うち機構負担(1/2以内)	600	2,300	6,200	3,200	1,200
うち道負担(1/4・定額)	300	1,150	3,100	1,000	500
うち生産者負担(1/4以上)	300	1,150	3,100	2,200	700

(6) 事業の実施期間 5年間(平成27～31年度)

(7) 生産者積立金の納付

生産者積立金に充てるため、個体登録申込頭数分を負担金として納付する。

第 2 事務手続

1 契約の締結

(1) 事務委託契約の締結

協会は、事務委託先(農協・農協連・配飼協)と事務の委託契約を締結する。

(2) 交付契約の締結

協会、事務委託先及び生産者の三者で交付契約を締結する。

2 事務手続の流れ

月齢等	出生	1	2	3	5	6～10	11	12月齢以上
生産者補給金交付対象期間						←	→	
個体登録申込	←	→						
個体登録			←	→				
販売・異動報告						←	→	
保留申出							←	→
保留確認								←

※ 登録申込後に子牛が死亡した場合、満3月齢の10日または末日までに協会に報告があれば、生産者負担金等の請求は除外される。

3 具体的な事務処理

(1) 個体登録関係

ア 個体登録申込み明細書の受付等

(ア) 個体登録申込み明細書の受付

A 事務委託先は、申込年月日、契約生産者の記名・押印及び**満2月齢未満**であることを確認し、受付印を押印する。

B 受付後、所有権及び生年月日、種別、性別については、トレサ情報により確認する。

導入牛にあっては、飼養を開始した日が満2月齢未満であることを確認後、申込書に確認日を記載する。

なお、トレサ情報が利用できない場合及び**乳用種雌子牛に係る肥育仕向け措置**(搾乳用に転用できないよう副乳頭を含む全ての乳頭を付け根から切除)の**確認**については、必ず現地調査を行う。

(イ) 申込に必要な書類

区分 書類名	所有権		生年月日等		導入日
	自家産	導入	自家産	導入	導入
個体識別情報			○	○	
アドイン申込書			○	○	
市場取引伝票 (トレサ照会の市場)		○		○	○
農協取引伝票		○			○
売買確認書(注)		○			○
種付証明書	○				
人工授精証明書	○				
受精卵移植証明書	○				
家畜共済引受台帳	○				

注:代金決済を証する金融機関への振込依頼書(写)等の添付が必要

(ウ) 肥育仕向け措置に係る飼養場所での確認

A 確認時期

①個体登録申込時と②概ね生後5月齢から個体登録日の前日までの2回、肥育仕向け措置状況の確認を行う

B 確認野帳等の作成・保管

肥育仕向け措置状況を確認野帳等(現場で作成した原本で対象牛の個体識別番号、生年月日、種別、性別、立会生産者の確認月日及び署名等が記載されているもの及び車輛日報を含む)として作成し内部決裁(決裁日を必ず記入のこと)を得て保管。

イ 個体登録申込み明細書の協会への提出

受付月の翌月10日までに個体登録申込(個体確認報告)書に個体登録申込み明細書を添付して提出

ウ 個体登録申込み明細書(写)を当該契約生産者に交付

エ 子牛登録リストの確認

協会から交付あった子牛登録リストの内容の確認

(2) 販売・保留・異動(以下、総称して「報告」という。)関係

ア 共通

(ア) 報告(販売・保留・異動)の定義

A **販売とは、満6月齢以降、満12月齢未満までの間に販売(生体販**

売をいう。)すること

B 保留とは、満12月齢以降も飼養すること

C 異動とは、個体登録申込後から満12月齢未満までの間に死亡又はと畜出荷等をしたもの

(イ) 報告書の受付

申出／報告明細書の提出年月日、契約生産者の記名・押印を確認して受付印を押印し、契約肉用子牛及び報告事実の確認を行う

(ウ) 発生月の翌月の10日までに関係書類を協会へ提出

(エ) 報告漏れの防止

「報告書(手書き及び出力表による様式2-3号)」、「出荷台帳」等と「販売・保留・異動通知チェックリスト」との突合や「12月齢超リスト」、「子牛検索照会」等を活用

イ 報告の確認事項等

(ア) 販売の場合

契約生産者から満6月齢に達した日以後、満12月齢に達する日の前日までの間に販売したとの申し出により、事務委託先は次のことを確認しなければならない。

A 確認事項

個体識別番号、生年月日等、販売方法、販売月齢、販売年月日

B 確認書類

(A) 販売申出明細書

(B) 農協扱いの場合は、農協が発行する販売帳票(写)等

(C) 家畜市場扱いの場合は、家畜市場が発行する帳票(写)

(D) 相対取引[(B)・(C)以外]で販売した場合は、売買確認書及び代金決済を証する金融機関からの入金案内書(写)等

(イ) 保留の場合

A 保留確認の申出

契約生産者から飼養している契約肉用子牛について、満12月齢以降も飼養するとの申出(満11月齢以上、満12月齢未満の間)により、事務委託先は次のことを確認しなければならない。

B 確認事項等

(A) 契約肉用子牛の事前把握

対象契約肉用子牛の飼養状況等を子牛検索照会、子牛12月齢超リストやトレサ情報等で事前に把握すること

(B) 確認内容

対象契約肉用子牛について、保留申出明細書の個体識別番号と当該肉用子牛に装着されている個体識別番号の照合及び当該肉用子牛の飼養の確認並びに確認時の月齢

B 効率的な調査体制の整備

保留牛の確認にあたっては、効率的な調査の実施と確認漏れ等を防止するため、事前に契約生産者に対し確認対象牛について、個体毎に保定又はラッカースプレーによるマーキング等、確認しやすいように事前に準備するよう指示すること。

C 確認野帳の作成・保管

保留牛の確認状況を確認野帳等(現場で作成した原本で対象牛の個体識別番号、生年月日、種別、性別、立会生産者の確認月日及び署名等が記載されているもの及び車輛日報を含む。)として作成し内部決裁(決裁日を必ず記入のこと)を得て保管。

(ウ) 異動の場合

A 確認事項

個体識別番号、生年月日、種別、性別、異動月日、月齢を確認

B 確認書類

(A) 報告書(手書き及び出力表による2-3号)

(B) トレサ情報、死亡牛処理整理票等

(C) 6月齢未満の淘汰・販売は、速やかにその他異動として処理

ウ その他

(ア) 販売直後の「と畜牛及び死亡牛」については、本制度の趣旨に鑑み、報告の妥当性について、判断すること

なお、直接と畜処理(委託によると畜処理も含む)するものは、異動報告の処理をすること

(イ) 契約生産者と契約生産者又はその親族が経営する法人(個人)との取引について

親族間の取引では、各々の経営が完全に独立していることが認められない場合が見受けられるので、経営の独立性について、注意して審査すること。

(3) 保管書類名

肉用子牛生産者補給金制度に係る書類の保管一覧表のとおり

第 3 その他

1 契約生産者への周知・指導の徹底

(1) **速やかな個体登録の申込及び報告(登録・報告漏れ防止)申し出の徹底**

(2) **肥育仕向け措置の徹底**

(3) 耳標が脱落した場合の再交付及び再装着の指導

(4) 速やかな家畜改良センター(トレサ情報)への届出と事務委託先への報告

2 法人の生産者要件の確認

(1) 生産者要件を毎年度末、法人の定款等により確認すること

(2) 農地所有適格法人については、法人としての適格性の確認をする

①形態要件、②事業要件、③構成員要件(出資者要件)、④業務執行役員要件を 関係農業委員会と連携を密にして確認すること

3 用語解釈

(1) 年齢は、その起算日に応答する日の前日の満了をもって加齢する。(年齢計算に関する法律)

(2) 「以上」、「以内」、「以下」は、その基準を含む。「未満」は、含まない。

(原):原本、(写):原本のコピーまたは複写の控え、-:必要なし、(出):送信後出力書類 NO2.

	保管書類	協会に提出する期限	保管すべき書類			留意事項
			契約生産者	事務委託先	基金協会	
⑤保留	個体登録子牛に係る異動、販売、保留報告書(様式第3号) 肉用子牛販売・保留確認申出/異動報告明細書(様式2-3号) 非電算 電 算	保留	-	(写)	(原)	明細書の鑑として添付すること(押印後のコピーを保管)
		確認後速やかに	(写)	(写)	(原)	保留確認者、確認日の裏付けが取れるよう現地確認記録簿(原)を残しておくこと。(内部決裁を得ること)
	●保留牛の確認記録(簿)	-	-	(原)	-	事前に牛トレサ情報や12月齢超リスト等により事前に死亡、転出等の有無を把握し飼養状況の確認を行い確認野帳(原)を作成し(内部決裁を得ること)を保管すること。
	12月齢超リスト(当月末で保留を迎える未報告牛リスト)	-	-	(写)	(原)	12月齢超リストは未報告の間合わせリスト 保留後の移動(販売、異動)状況について、確認、把握しておくこと
⑥異動	個体登録子牛に係る異動、販売、保留報告書(様式第3号) 肉用子牛販売・保留確認申出/異動報告明細書(様式第2-3号) 非電算 電 算	都度速やかに(遅くとも受理日の翌月の10日)	-	(写)	(原)	明細書の鑑として添付すること(押印後のコピーを保管) 異動日の確認出来る書類の整備(特に保留後の異動は注意のこと)をすること。
		<報告申請時添付書類> インターネット検索結果、死亡牛処理整理票、診断書、と畜証明、引取り書等	-	(原)	(写)	-
⑦その他	子牛申込チェックリスト(青印:入力日基準)	-	-	(原)	(原)	申請牛の記載ミスがないか確認するリスト
	子牛登録明細書(子牛登録リスト)(赤印:登録日基準) 協会から	-	(写)	(原)	(原)	登録確定通知[登録簿]で生産者に写しを渡すこと
	販売・保留・異動リスト 委託先へ	-	-	(原)	(原)	前月移動報告分のリスト
	生産者補給金対象子牛/生産者補給金集計表 送付	-	(写)	(原)	(原)	生産者に写しを渡すこと
	肉用子牛生産者補給金交付のお知らせ(補給金交付通知 はがき 各種指定助成事業の振込み通知	-	(原)	-	-	補給金集計表と合致しているか確認 生産者に写しを渡すこと
⑧書類の保管期間						報告のあった年度の翌年度から起算して5年間